

令和5年6月12日

総務部 総務課	
担当者	課長 山本 正樹 課長補佐 澤谷 和代
電話番号	0869-22-3909 (直通)

職員の懲戒処分等について

下記のとおり、職員の懲戒処分等を決定したのでお知らせします。

記

(1) 被処分職員の所属部局、格付、年齢、性別

被処分職員	所属部局	格付	年齢	性別
A	上下水道部	課長	60歳	男
B	市民部	部長	58歳	女
C	市民部	課長	54歳	男

(2) 処分内容

被処分職員	処分内容
A	減給10分の1(3月)
B	文書訓告
C	文書訓告

(3) 処分年月日

令和5年6月12日

(4) 処分に至った事実の概要

被処分職員Aは、令和4年8月から令和5年2月まで、勤務時間中に職場のパソコンで業務とは関係のないインターネット閲覧を繰り返した。

同行為は、管理監督者の地位にある者として、公務内外に及ぼす影響が特に大きく公務員の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為であり、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項及び瀬戸内市職員懲戒処分の基準に関する規程第 2 条の規定により、減給処分を行ったものです。

被処分職員 B 及び C については、管理監督者としての責任を問うものとして文書訓告処分を行ったものです。

（5）市長からのコメント

この度は、市政に対する信頼を失墜させる事態が起きたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後、このような不祥事が起こらぬよう、法令遵守の再徹底を図り、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。